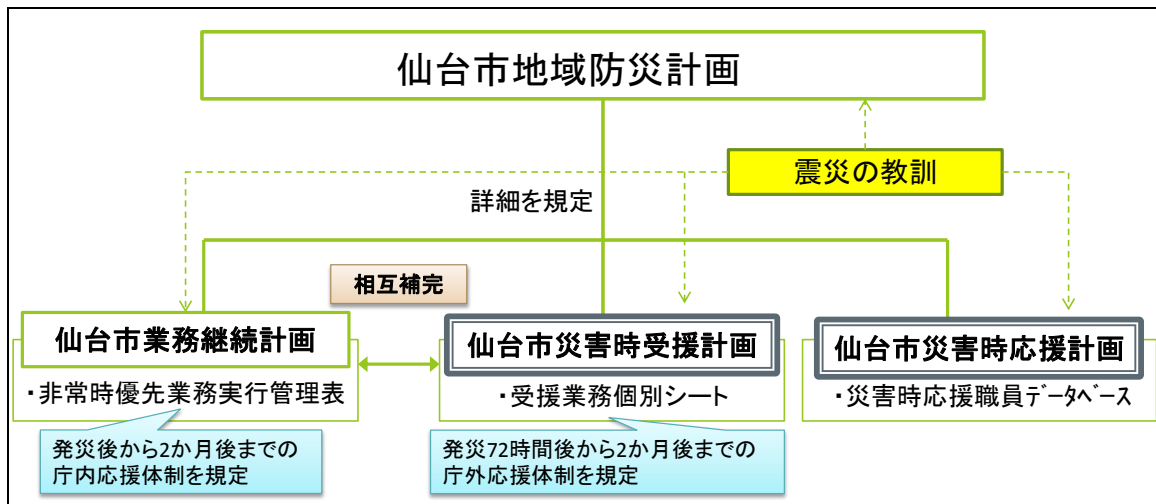


災害時受援計画・応援計画の策定について

1. 計画策定の背景と位置付け

東日本大震災の教訓や、内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）の公表などを踏まえ、「仙台市地域防災計画」に定める受援・応援に関する取り組みの詳細を規定するものとして、「仙台市災害時受援計画」及び「仙台市災害時応援計画」を新たに策定する。



2. 仙台市災害時受援計画について

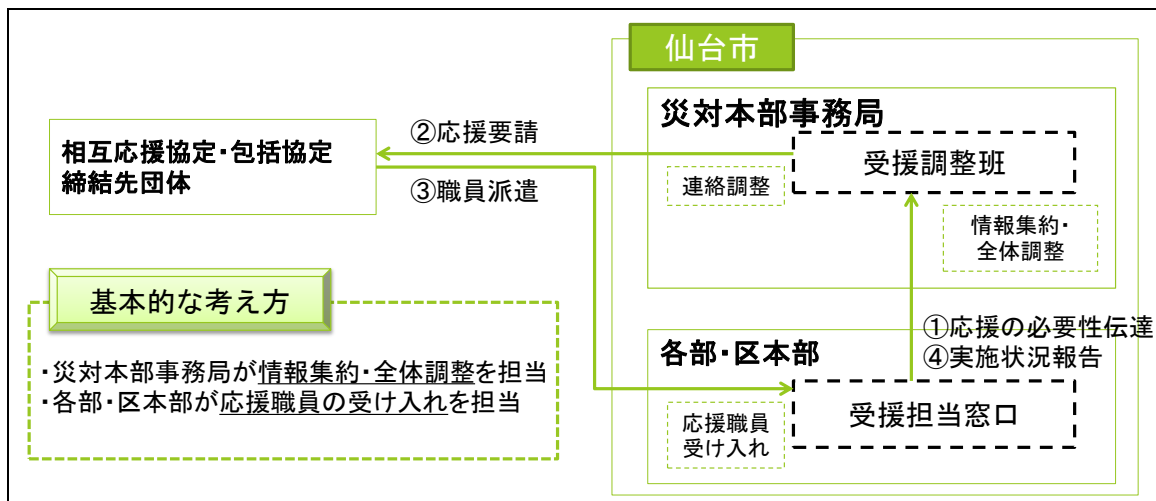
東日本大震災の対応において、各種団体から様々な支援を頂いたことから、「仙台市地域防災計画」の各節で受援に関する事項を定めるとともに、「仙台市業務継続計画」で災害発生後に実施すべき業務を選定するなどの対応を進めてきたことを踏まえ、これらの詳細を規定するものとして作成する。

計画本文では、支援の受け入れに係る体制や役割分担などを規定する。また、今後、受援を必要とする業務ごとに「受援業務個別シート」を作成し、附属資料として管理する。

(1) 計画の特徴

- ・「仙台市業務継続計画」と相互補完の関係（業務実施に不足する人的資源を受け入れ）
- ・東日本大震災の際の受援の教訓を踏まえて作成

(2) 応援受け入れの手順



3. 仙台市災害時応援計画について

東日本大震災における応援受け入れの経験と教訓及び平成 28 年熊本地震における本市の応援活動の実績と教訓などを踏まえ、被災自治体の応援に係る組織体制や業務内容等の詳細を規定し、迅速かつ的確な応援活動が実施できることを目的として作成する。

併せて、的確に行動できる職員を迅速に被災地に派遣できるよう、職員の災害時従事業務の経験等をデータベース化した「災害時応援職員データベース」を作成する。

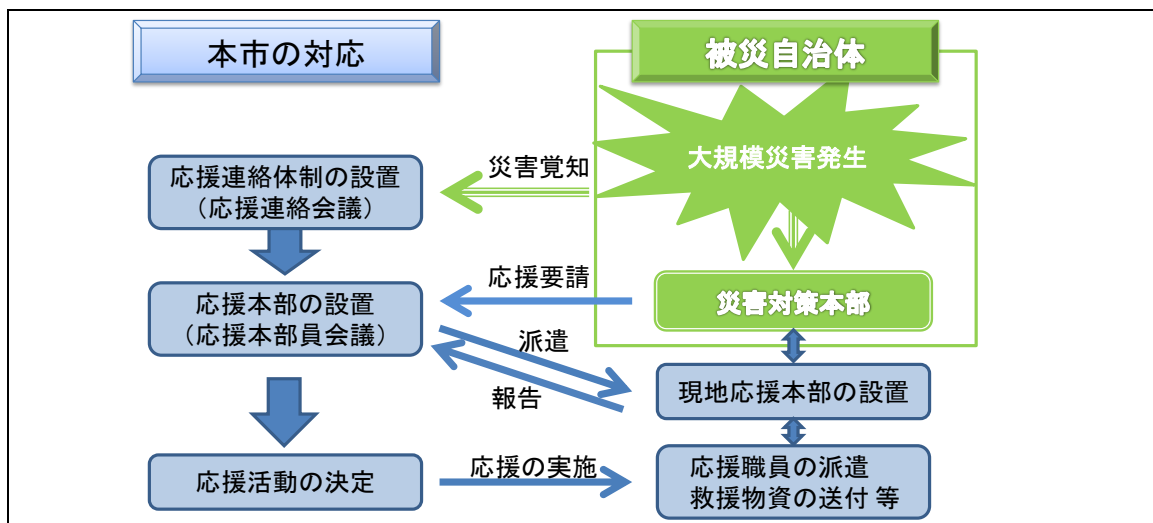
(1) 計画の特徴

- ・東日本大震災における応援受け入れや熊本地震における応援活動の教訓を踏まえて作成

(2) 本市以外の地域で大規模災害等が発生した場合の応援活動の組織体制

| 組織体制 (会議体) | 設置者 | 設置基準 |
|---------------------|-------|--|
| 応援連絡体制 (応援連絡会議) | 危機管理監 | ▶ 震度6弱以上を観測する地震が発生した場合等で、危機管理監が必要と認める場合 |
| 応援本部体制 (応援本部員会議) | 市長 | ▶ 指定都市市長会行動計画の適用や災害時相互応援協定に基づく応援要請があった場合等 ▶ 本市独自に応援活動が必要と判断した場合 |

(3) 応援活動の展開



4. 今後のスケジュール

(平成 29 年度)

- ・ 3 月 計画の内容決定、仙台市防災会議において報告

(平成 30 年度)

- ・ 4 月～ 「受援業務個別シート」及び「災害時応援職員データベース」の作成

※国の制度改正や、組織体制等の変更に伴い、随時見直しを行う。

5. 参考資料

- ・資料 3-2 仙台市災害時受援計画
- ・資料 3-3 仙台市災害時応援計画